

りんごちゃん おこめちゃん かいたんちゃん



発行所／公益社団法人

# 滝川地方法人會

〒073-0022 滝川市大町1丁目8番1号 滝川産經會館3F

TEL (0125)23-6333 FAX (0125)74-6020

メールアドレス bz004103@bz03.plala.or.jp

ホームページアドレス

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/takikawa/>

# ほうしん通信

第66号 令和4年7月15日発行

◆滝川支部 滝川市大町  
TEL (0125)23-6333

◆芦別支部 芦別市南1条  
TEL (0124)22-3444

◆赤平支部 赤平市泉町  
TEL (0125)32-2246

◆砂川支部 砂川市西4条  
TEL (0125)52-4294

◆歌志内支部 歌志内市本町  
TEL (0125)42-2495

◆奈井江支部 奈井江町本町  
TEL (0125)65-2151

◆上砂川支部 上砂川町中央  
TEL (0125)62-2410

◆新十津川支部 新十津川町字中央  
TEL (0125)76-2571

◆江部乙支部 滝川市江部乙町  
TEL (0125)75-2529



## 上芦別小学校 租税教室

滝川地方法人會青年部會の取り組み事業の一環として「租税教室」を行っています。

昨年度は、少年サッカー大会において税金クイズを実施したほか、青年部會員が管内4か所の小学校を訪問し、税金で造られている施設や税金は日々の暮らしでどのように役に立てられているのかなどについて、楽しく丁寧に説明し、児童たちに税金の必要性について学んでいただきました。本年度は5校で行う予定です。

### 【目次】

●「第10回定時総会」	2
●「講演会」「貢献者への表彰状贈呈」	3
●「令和3年度正味財産増減計算書・令和4年度収支予算書」	4
●「税制改正に関する提言」	5
●「政治家と賄賂 ～ 弁護士 丸山 健」	6
●「租税教育・貢献事業」	7
●「滝川税務署人事異動・税務講座の案内」	8
●「事業承継制度について ～ 北海道税理士會滝川支部 副支部長 武石 和昌」	9
●「會員企業等広告」	10～12

# 第10回 定時総会を開催

## ～ 7項目の重点施策を決定 ～

公益社団法人滝川地方法人会第10回定時総会を6月10日(金)ホテル三浦華園において、会員総数863社のうち379名(委任状の出席者含む)が出席して開催しました。

総会では、来賓を代表して滝川税務署長田中成一様からご祝辞をいただいたほか、保険各社の幹部の方々のご臨席を賜りました。

### 令和4年度事業計画及び予算・決算

令和4年度事業計画では、公益社団法人として移行後10年目となることから、組織・財政基盤の充実はもとより、不特定多数の利益の実現を核とした事業の積極的推進を図り、地域社会の健全な発展に資するため、「税に関する事業の充実」、「納税意識の高揚策」、「税制改正に関する提言活動」など7項目の重点施策を決定しました。

令和4年度予算は、収益では前年度より若干減額となる総額16,491千円(対前年比316千円の減額)となり、費用では全体的に縮減を図りながら、事業計画に沿った事業を進めることとし、対前年比475千円の減額となる総額17,831千円となりました。

また、令和3年度収支決算について承認されました。

### 女性部会定時総会

滝川地方法人会女性部会(部会長:佐々木和代)の定時総会も同日開催し、令和3年度事業報告と令和4年度事業計画並びに収支予算を報告しました。また、令和3年度決算が承認されました。

令和4年度の事業計画では、女性部会の積極的なPRと部会員の拡充を図るとともに、研修会・租税教育事業及び地域貢献事業を積極的に実施することを基本方針とし、その達成のため、「税知識の普及を目的とする事業」など5項目の事業を重点に推進することを決定しました。

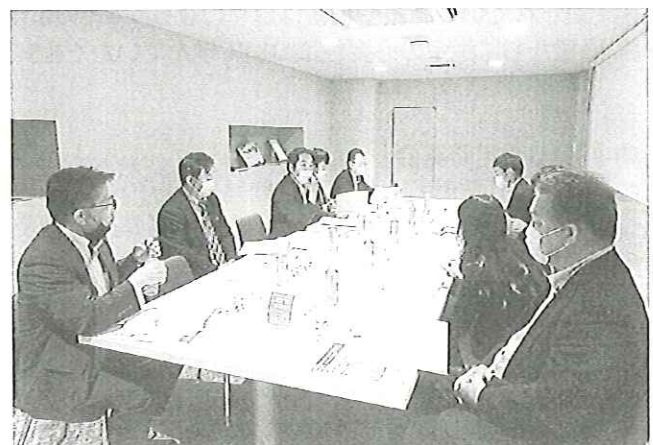
### 青年部会定時総会

滝川地方法人会青年部会(部会長:水島聖一)の定時総会も同日開催し、令和3年度事業報告と令和4年度事業計画並びに収支予算を報告しました。また、令和3年度決算について承認されました。

令和4年度の事業計画では、社会的責任を遂行するため各種事業活動を積極的に展開し、若い英知と創造によって有意義な部会を積極的に実施することを基本方針とし、その達成のため、「納税意識の高揚を目的とする事業」など5項目の事業を重点に推進することを決定しました。



芳賀会長あいさつ



## 講演会開催

# 講師に滝川税務署長 田中成一氏

定時総会終了後、引き続き講演会を開催しました。

「税務署の将来像」と題して、滝川税務署長田中成一様からご講演をいただきました。

田中署長は、昨年7月に東京都の芝税務署(特別国税調査官)から着任されました。

大分県出身で、熊本国税局勤務からスタートし、東京国税局など関東圏の勤務経験が長く、北海道の勤務は初めてということで、北海道の少しだけ暑かった夏、短い秋、過酷な冬、そして爽やかな春という北海道の四季を経験されました。

講演会においては、税務署での勤務経験を交えて、税務署の将来像について丁寧にわかりやすく、そして熱く語られました。

税務署の将来は、山や海、都会など何処にいても進化したデジタル技術の活用により、申請手続きは簡素化され、税務署に行かずに対応できることになるようですが、人と人のつながりも大切に、緊密な協調関係を築いていきたいとお話されておりました。

当日は、女性部会及び青年部会の皆さんのほか、一般住民を含め130人余りが聴講されましたが、皆さん熱心に、時には微笑みをこぼしながら聞き入っていました。

今後とも多方面の講師をお迎えし、研修事業の充実に努めてまいります。



田中税務署長講演会

## 貢献者へ表彰状贈呈

法人会活動に貢献された方々に感謝状が贈呈されました。

なお、全法連会長表彰は、後日芳賀会長から受賞された方々へ伝達します。

### 公益財団法人 全国法人会総連合会長表彰

松尾和俊様(赤平支部)  
松原章様(滝川支部)  
石黒安雅様(滝川支部)

### 公益社団法人 滝川地方法人会会長感謝状

滝本守様(赤平支部)  
岩崎フサ江様(砂川支部)  
三土京子様(砂川支部)  
上田秀司様(江部乙支部)  
伊藤千代美様(赤平支部)



## 滝澤ベニヤ株式会社

代表取締役 瀧澤 貴弘

本社 芦別市野花南町1000番地  
TEL(0124)27-3111 FAX(0124)27-3113  
旭川工場 上川郡東川町北町9丁目2-9  
TEL(0166)82-2271 FAX(0166)82-4684  
富良野工場 富良野市西扇山町  
TEL(0167)22-3267 FAX(0167)22-5770  
札幌営業所 札幌市豊平区平岸3条7丁目1-27 平岸スクエアビル4F  
TEL・FAX(011)887-0145  
E-mail:t-veneer@poem.ocn.ne.jp

-100年を超えて感謝を未来へつなぐ-

株式会社 田端本堂カンパニー

代表取締役社長 田端 千裕

本店 滝川市東町1丁目38番地16  
電話(0125)22-4177 FAX(0125)22-1500  
本社 三笠市岡山359番地1  
電話(01267)2-7300 FAX(01267)2-5858  
支店:札幌 / 営業所:函館

<https://www.tabataweb.jp>

## 令和3年度 正味財産増減計算書

期間/令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科目	本年度決算額	前年度決算額	増減額
Ⅰ. 一般正味財産増減の部			
ⅰ. 経常増減の部			
(ⅰ) 経常収益			
1. 基本財産運用益	60	300	△ 240
2. 特定資産運用益	155	316	△ 161
3. 受取会費	6,171,850	6,267,500	△ 95,650
4. 事業収益	488,000	150,000	338,000
5. 受取補助金等	6,675,960	7,353,200	△ 677,240
6. 受取負担金	360,000	359,000	1,000
7. 雑収益	22,100	60,141	△ 38,041
経常収益計	13,718,125	14,190,457	△ 472,332
(ⅱ) 経常費用			
1. 税の啓発事業費	7,293,169	6,794,077	499,092
2. 地域貢献事業費	1,256,307	1,412,306	△ 155,999
3. 会員支援事業費	1,022,195	841,572	180,623
4. 管理費	3,040,797	3,091,845	△ 51,048
経常費用計	12,612,468	12,139,800	472,668
当期経常増減額	1,105,657	2,050,657	△ 945,000
当期一般正味財産増減額	1,105,657	2,050,657	△ 945,000
一般正味財産期首残高	15,705,708	13,655,051	2,050,657
一般正味財産期末残高	16,811,365	15,705,708	1,105,657
Ⅱ. 指定正味財産増減の部	5,799,300	6,004,200	△ 204,900
Ⅲ. 正味財産期末残高	16,811,365	15,705,708	1,105,657

## 令和4年度 収支予算書

期間/令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科目	本年度決算額	前年度決算額	増減額
Ⅰ. 一般正味財産増減の部			
ⅰ. 経常増減の部			
(ⅰ) 経常収益			
1. 基本財産運用益	100	300	△ 200
2. 特定資産運用益	350	400	△ 50
3. 受取会費	6,245,500	6,254,500	△ 9,000
4. 事業収益	2,583,000	2,560,500	22,500
5. 受取補助金等	6,522,600	6,613,300	△ 90,700
6. 受取負担金	827,000	1,084,000	△ 257,000
7. 雑収益	313,150	294,200	18,950
経常収益計	16,491,700	16,807,200	△ 315,500
(ⅱ) 経常費用			
1. 税の啓発事業費	8,625,602	8,960,672	△ 335,070
2. 地域貢献事業費	1,597,125	1,592,250	4,875
3. 会員支援事業費	4,017,086	4,187,096	△ 170,010
4. 管理費	3,590,787	3,565,782	25,005
経常費用計	17,830,600	18,305,800	△ 475,200
当期経常増減額	△ 1,338,900	△ 1,498,600	159,700
当期一般正味財産増減額	△ 1,338,900	△ 1,498,600	159,700
一般正味財産期首残高	16,767,000	15,701,000	1,066,000
一般正味財産期末残高	15,428,100	14,202,400	1,225,700
Ⅱ. 指定正味財産増減の部	5,758,600	5,799,300	△ 40,700
Ⅲ. 正味財産期末残高	15,428,100	14,202,400	1,225,700

## 事業者の方へ

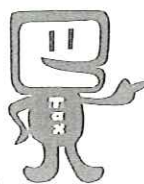
国税庁

消費税の  
インボイス  
制度

# 登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



「e-Taxソフト(WEB版)」, 「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと  
質問に回答していくことで申請が可能です。

e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な  
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や  
留意すべき点などを解説します。また、  
チャット機能を利用した質疑応答も  
行っております。



説明会サイトへ

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・  
インボイスコールセンターで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)  
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい  
方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)の「インボイス  
制度特設サイト」をご覧ください。



特設サイトへ



豊かな暮らしのお手伝い

第一興産株式会社

代表取締役 白 杵 章 夫

滝川市朝日町東2丁目2番5号 Tel 0125-22-2196

ホームページもご覧ください <https://daiichi-kousan.jp/>

■滝川支店 滝川市朝日町東2丁目2番5号 Tel 0125-22-2196

■滝川西町給油所 滝川市西町3丁目1番1号 Tel 0125-24-6906

■水道設備課 滝川市西町3丁目1番39号 Tel 0125-22-1435

空知で唯一「認定補聴器専門店」

時計・メガネ・宝石・補聴器

あ 白 かせ

芦別市北1条西1丁目(駅前通)

☎0124-22-3197 FAX 0124-22-0005

■営業時間/AM9:00~PM7:00 ■定休日/毎週水曜日

<http://www.megane-takase.com/>

滝川地方法人は、中小企業の租税負担の軽減と簡素で適正・公正な課税、税制に関する提言を行っています。この提言は、北海道法人会連合会でまとめられ、さらには全国法人会総連合会で決定されます。

その後、各法人会では国会議員、市町村長及び市町村議会議員に要望・陳情を行っています。

令和5年度の税制改正に向け、当法人会においては次の7項目について提言を行います。

## 1. 消費税について

軽減税率制度は、消費税率10%への引き上げに伴う低所得者対策として令和元年10月に導入され一定期間が経過したが、初期の導入目的の達成状況と併せて問題があれば単一税率に戻すことを求める。

また、令和5年10月より導入される適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、中小企業への影響、準備状況等を踏まえ、柔軟な運営と必要な助成を求める。

## 2. 相続税制について

平成25年度の税制改正により、「遺産に係る基礎控除額」の定額部分が5,000万円から3,000万円に、法定相続人一人当たりが1,000万円から600万円と40%引き下げられ、平成27年1月1日から適用となり、相続税の課税対象者が大幅に増加した。

このような経過措置もない課税強化は行うべきでなく、また一層深刻となっている少子化対策の側面からも、定額分及び法定相続分の大幅な引き上げを求める。

## 3. 事業承継税制について

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置(令和9年12月末まで)として、相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われた。本特例制度を適用するためには、令和6年3月末までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、新型コロナウイルスの影響により事業継承の時期を延期せざるを得ない場合もあることから、特例承継計画の提出期限および特例措置の適用期限の延長を求める。

## 4. 外形標準課税について

平成26年6月に示された経済財政運営の「骨太の方針」において、地方税も含めた法人実効税率を引き下げる目標と、その財源対策として政府税調が示した法人税の改革案に、資本金1億円以下の中小企業にも「外形標準課税」を導入することが盛り込まれた。

そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上

げや雇用維持に悪影響を与え、コロナ禍による不況からの脱却を阻害するものである。

現在は、大企業への外形標準課税割合を引き上げるなど、中小企業への課税は行われていないが、今後においても中小企業への導入は避けるべきである。

## 5. 少額減価償却資産の特例の拡充・恒久化について

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象法人の従業員数を1,000人以下から500人以下に引き下げ、その適用期間が令和4年度の税制改正において2年間延長(令和5年度末)されたところであるが、特例の適用期間を設けず恒久化するとともに、資産の取得価額(中小企業の場合:現行30万円未満)の引き上げと、事業年度における取得価額の合計額(中小企業の場合:現行300万円未満)の上限の撤廃を求める。

## 6. 中小法人の軽減税率制度の特例について

令和3年度の税制改正において、所得金額のうち800万円以下の部分に適用する軽減税率(15%)が2年間延長(令和4年度末)されたが、このような時限的な措置ではなく本則を改正するとともに、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、1,600万円への大幅な引き上げを求める。

## 7. マイナンバー制度について

現在のマイナンバーカードの交付状況をみると、全国の人口に対する交付割合は43.3%となっている。(令和4年4月1日現在)「マイナポイント」の導入のほか、各自治体の様々な取り組みにより、この1年間で交付率が大きく伸びた。マイナンバーカードの取得により、各種行政手続きのオンライン申請や本人確認の証明書など様々な場面で利用できる一方で、個人情報の徹底した管理が求められている。健康保険証の利用登録や公金受取口座の登録などが運用されているが、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求めるとともに、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運用と必要な助成を求める。

ふれあいを大切にする

 北門信用金庫

理事長 大矢 美智幸

〒073-8688 滝川市栄町3丁目3番4号 ☎0125-22-1111  
ホームページ <http://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

滝川ガスは地域と共に歩み  
市民生活の向上に貢献してまいります

 滝川ガス株式会社

滝川市新町3丁目11番5号  
TEL 0125-23-3510

1 賄賂とは、職務上の地位を利用した不正な報酬のことであり、いわゆる「役得」である。刑法は、公務員がその職務に関して賄賂を受け取ることを収賄罪(賄賂を贈った側は贈賄罪)として処罰の対象としているが、賄賂が横行すると政治や行政を腐敗させ、国民の内部崩壊さえもたらすおそれがあり、金銭等によって国政をゆがめることは厳しく非難されなければならない。

賄賂の歴史は古く、古代ローマ法も、中国の始皇帝の秦においても、賄賂の授受を処罰する規定があった。また日本では、6世紀の継体天皇の時代に、大連(おむらじ)の大伴金村が、当時日本が朝鮮半島で経営していた任那日本府の管轄の土地を、百濟に賄賂を受け取って割譲したという記録が残っている(これは現在では加重収賄罪(刑法197条の3)に該当する)。時代が下り、江戸時代の側用人柳沢吉保や老中田沼意次は賄賂で有名である(実力者であるが故に役得も大きいのは現代と同じである)。

賄賂は、公務員の職務に関して供与される不正の報酬(利益)である。賄賂の対象となる利益は、金銭や物品はもちろん、およそ人の欲望を満たす一切の有形無形の利益を含む。就職のあっせん、債務の弁済、無利子での金銭貸与などのほか、情交の機会を提供することも賄賂にあたる(平成初期に話題となったノーパンしゃぶしゃぶなど飲食店や風俗店での接待も、立派な賄賂である)。リクルート事件で争点のひとつとなったのが未公開株式であるが、値上がり確定な未公開株式を相当な金額を支払って取得する場合には賄賂とならないのが確定した判例である。

2 収賄罪は、公務員が自己の職務に関して賄賂を受受、要求、約束することによって成立する。国会議員も公務員であるから、その職務に関して金品等の財産的利益を受け取れば収賄罪が成立する。

国会議員の本来の職務権限は、衆議院や参議院、所属委員会での審議、票決であるが、それ以外の行為、例えば同僚議員に働きかける行為、所属の常任委員会に対応する行政官庁(いわゆる霞が関)に働きかける行為も、その行為に対して金品の授受が行われる場合には、国会議員の職務に対する国民の信頼が損なわれることになる。そこで判例は、「職務密接関連行為」という概念を用い、これに対する報酬を賄賂と認め、収賄罪の成立を認めている。

国会議員について、職務密接関連行為に該当するか争われた事件として、いわゆるKSD汚職がある。この事件は、参議院議員Aが、いわゆる職人を育成するための大学(職人大学の設置を目指す財団法人の会長Bから、①参議院本会議において内閣総理大臣の演説に対して質疑するにあたり、国策として職人大学の設置を支援するよう提案するなど職人大学設置のため有利な取り計らいを求め、さらに、②他の参議院議員を含む国会議員に対しその所属する委員会等における国会審議の場において国務大臣等に職人大学の設置のため有利な取り計らいを求める質疑をするなどの活動を行うよう勧誘説得された旨の請託

## 政治家と賄賂

弁護士

丸山 健

を受け、現金5000万円等の交付を受けたという事案であるが、①は参議院議員Aの本来の職務権限であり、②は職務密接関連行為である。最高裁は受託収賄罪の成立を認め、Aを懲役2年2月の実刑とした第1審及び控訴審の判断を維持した。

なお、国会議員であっても、国務大臣であれば、自己の所管する官署の具体的事務運営について指揮監督権を有するから、これに関連して金品等を受領すれば収賄罪になる(最近の農水大臣による鶏卵汚職事件)。そして、内閣総理大臣は憲法72条により、行政各部を指揮監督する権限を有するから、行政事務全般について広く職務権限を有する(ロッキード事件

を受け、現金5000万円等の交付を受けたという事案であるが、①は参議院議員Aの本来の職務権限であり、②は職務密接関連行為である。最高裁は受託収賄罪の成立を認め、Aを懲役2年2月の実刑とした第1審及び控訴審の判断を維持した。

なお、国会議員であっても、国務大臣であれば、自己の所管する官署の具体的事務運営について指揮監督権を有するから、これに関連して金品等を受領すれば収賄罪になる(最近の農水大臣による鶏卵汚職事件)。そして、内閣総理大臣は憲法72条により、行政各部を指揮監督する権限を有するから、行政事務全般について広く職務権限を有する(ロッキード事件

丸紅ルート。  
3 ところで、大物政治家になると、期待される行動は、議院等での審議票決だけでなく、むしろ同僚議員や閣僚に対する説得勧誘であったり、行政官庁への口利きや働きかけであったり、さらには経済界や言論界にも申すことだったりするところもある。したがって、贈与される金品に込められる思いも、公務員としての国会議員に対するものか(大物政治家としての国会議員に対するものか)ということになり、賄賂の認定が難しい。同僚議員への勧誘説得は、右のとおり職務密接関連行為として、収賄罪の行為として判例が認めているが、それ以外の行為については、職務権

限あるいは職務密接関連行為と言えず、本来の収賄罪としては刑事責任を問えないことになる。この解決策のひとつとして、刑法は、あつせん収賄罪という犯罪を定め(刑法197条の4)、公務員自身の本来の職務行為(または職務密接関連行為)ではないが、他の公務員に不正な行為をするように、または相当な行為をしないように働きかける行為を処罰することとしている。

このあつせん収賄罪が適用された著名事件としては、いわゆるゼネコン汚職事件の捜査過程で発覚し立件起訴された現職の衆議院議員の収賄事件がある。この事件は、B建設株式会社の副社長であったA(自由民主党所属の衆議院議員(元建設大臣)であるXに対し、建設会社の談合組織であるC会による独占禁止法違反事件に関し、公正取引委員会がC会等を検察庁に告発しないよう公取委員長に働きかけてほしい旨のあつせんを請託して現金1000万円の賄賂を供与し、Xがこの請託を受けて賄賂を受受したという事案である(Xはあつせん収賄罪で、Aは贈賄罪で起訴された。第1審(東京地裁)はXについてあつせん収賄罪の成立を認めて懲役1年6月(実刑)に処し、東京高裁(控訴審)、最高裁ともに第1審の判断と量刑を維持したのである。

略歴  
昭和30年 新十津川生まれ  
滝川高校、東大法学部を卒業  
現在  
弁護士のかわら人権擁護委員会、日独法律実務家連絡会会員など  
FMラジオG'Sky(77.9MHz)で毎週木曜午前10時(日曜午前10時再放送)「ニュースインサバアップ」のコーナー担当

## 北海道名物 松尾ジンギスカン

www.matsuo1956.jp

本社

北海道滝川市流通団地1丁目6番12号  
総務部 TEL:(0125)23-1919  
製造販売部 TEL:(0125)23-2989

本店

北海道滝川市明神町3丁目5番12号  
TEL:(0125)22-2989

お取り寄せはこちらから

松尾ジンギスカン 公式通販

検索

空き家の解体なら  
当社へお任せください

見積もり無料

## 株式会社 増建

代表取締役 増井 悟

砂川市西1条北12丁目1番28号

TEL(0125)52-2902 FAX(0125)52-5021

## 租税教育・貢献事業

女性部会及び青年部会では、令和4年度事業計画に基づき下記の事業に取り組みます。

### ◎税に関する絵はがきコンクール

### 女性部会

租税教育の取り組みとして、小学生高学年を対象に税をテーマにした絵はがきコンクールを実施します。入賞者には素敵な景品を用意していますので、多くの作品をお待ちしております。なお、最優秀作品(1点)は北海道法人会のコンクールへ出品します。

◆最優秀賞・滝川税務署長賞・法人会会長賞・女性部会長賞ほか各賞

◆応募者全員に参加賞を贈呈

●募集締切 8月26日(金)

●お問合せ 滝川地方法人会女性部会 (☎0125-23-6333)



### ◎少年サッカー大会・税金クイズ

### 青年部会

令和4年度滝川地方法人会青年部会杯サッカー大会・税金クイズを実施しました。

この事業は、滝川税務署管内のサッカー少年たちへ、税金の仕組みや納税義務等のPRを兼ね、健全な心身の育成と技術・体力の向上を図り、望ましい社会性を養うことを目的に開催しています。

●開催日 6月12日(日) 9チーム102名参加

●開催場所 砂川市石狩川河川敷サッカー場



### ◎いちごプロジェクト節電啓発活動

### 女性部会

女性部会では、平成23年から節電への協力を呼び掛けています。

今年の夏も家庭や職場で「無理なく節電」を合言葉に、あらゆる機会をとらえ広くPR活動に取り組みます。

限られたエネルギーの有効活用のため、皆様のご協力をお願いします。

※「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。

節電に  
ご協力ください



### ◎租税教室・ミニバスケットボール大会

### 青年部会

青年部会では、未来を担う子供たちの体力向上を図るとともに、租税教育事業の一環として租税教室・ミニバスケット大会を実地しています。

どなたでも見学自由・入場無料ですので、是非会場までお越しください。

●開催日 9月開催予定(法人会のホームページ等でご案内します)

●開催場所 砂川市総合体育館(砂川市日の出1条南9丁目1-1)

## ◆ 空知単板工業株式会社

代表取締役社長 松尾 和俊

#### ■本社

〒079-1286 北海道赤平市平岸西町6丁目12番6

TEL 0125-38-8001 FAX 0125-38-8038

#### ■砂川工場

〒073-0157 北海道砂川市三砂町1番地

TEL 0125-54-4330 FAX 0125-54-4332

HP:<http://www.sorachitanpan.com>

(関連子会社)株式会社空知ウッドテープ

Sorachi America, LLC

創業50周年を機に、  
2022年2月に竣工した新社屋



# お知らせ

## 滝川税務署人事異動 (敬称省略)

7月10日付けで次のとおり異動の発令がありました。

(敬称省略)

役職	転出される方		転入される方	
署長	田中成一	退官	千葉啓之	(前職) 東京国税局調査第一部長 国際税務専門官
法人課税部門 統括国税調査官	花香雅美	北見税務署	片岡淳	(前職) 札幌国税局第一課 課長
法人課税部門 上席国税調査官	高尾聡	退官	未定	未定

## 税務講座を開講します

第28回税務講座を開催します。

この講座は、滝川税務署のご協力をいただき、会員企業の役員及び社員の方々の研修として、毎年開催しています。本年度は下記のとおり開催しますので、多くの皆様の受講をお待ちしております。

日時	講義内容	講師	受講料	会場
(第1日) 10月5日(水) 13:30~16:00	①相続税・贈与税について ②源泉所得税について	滝川税務署担当官	1,000円	滝川産経会館 1階大会議室
(第2日) 10月12日(水) 13:30~16:00	①税制改正について			
(第3日) 11月16日(水) ①10:00~11:30 ②13:00~14:30	①年末調整について (※午前・午後 2回開催)			

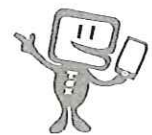
## 税務署からのお知らせ

もっと納税が **便利** になります!!



税務署や金融機関へ行かずに納税できる

キャッシュレス納付が大変便利です!



詳細はこちら



## 法人会に加入しませんか?

法人会は、税に関する活動で企業や社会に貢献します!

皆様のお知り合いの方で、法人会に加入されていない方がおられましたら、

法人会事務局へご紹介ください。

経営に差がつく!  税の知識が身につく!  人脈がひろがる!

〈連絡先〉 公益社団法人 滝川地方法人会 (滝川市大町1丁目8-1 ☎0125-23-6333)



北海道税理士会滝川支部 副支部長

武石和昌

## 事業承継制度について

全国の法人企業数は、ある統計によると令和元年度で約290万社あるとされています。

最近の法人の経営者年齢の高齢化の問題が近年顕著になっています。

ある統計によると令和元年度の経営者の平均年齢は62.4歳であり、経営者の年齢のピークもこの20年間で50代から70代へと大きく上昇しております。

廃業件数は、令和2年のある統計によると年間約5万件が廃業に至っています。

廃業の約6割が黒字企業であるといわれており、後継者がいないため止む無く廃業に至っているケースも多いと考えられます。

廃業の影響は、取引先・従業員等にも及びます

ので大きな問題です。

事業を継続するための事業承継としては、親族内承継・従業員承継・M&A（株式譲渡・事業譲渡）があります。

現経営者が子供や親族に事業承継した場合は、後継者が多額の税金の払わなければならない問題が生じます。

国は、事業承継を支援すべく事業承継税制を改正しました。

従来は納税猶予だけであった相続税や贈与税が、手続きを踏むことによって免税を受けることが可能となりました。

令和9年12月31日までの時限措置であり、適用を受けるための事前の特例承継計画の提出期限が令和6年3月31日までとなっています。

適用に際しては、多くの法人は税理士等の専門家などに相談しないとなかなか準備が進まないと考えられます。

また、後継者の決定等の事前の準備が大切になってきます。

一流の講師陣による豊富なセミナーが満載

## 法人会インターネットセミナーのご案内(無料)

WEBセミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、仕事に役立つ情報やヒントなど、様々な経営情報が取得できます。

滝川地方法人会のホームページから無料でセミナーをご覧いただけます。

◎「滝川地方法人会」…と検索。

◎ログイン欄に、ログインIDとパスワードを入力。

ログインID hj1123

パスワード 6333

自動車保険はお任せください

事故現場にいち早くかけつけ、  
全力でサポートいたします!

保険の見直し/ご相談はお気軽にお問合せください

有限会社 砂川北自

砂川市西1条北8丁目1-1

TEL : 0125-52-2677 FAX : 0125-52-4603

平日 8:30~18:30 土 8:30~12:30

NAKAYAMA

株式会社 中山組

代表取締役社長 中山 茂

本店 073-8501 滝川市明神町4丁目1番17号

TEL 0125-22-1212 FAX 0125-22-1219

本社 065-8610 札幌市東区北19条東1丁目1番1号

TEL 011-741-7111 FAX 011-742-1781

支店 東京 営業所 千葉・函館・旭川・道東(釧路)・帯広・室蘭・紋別

医療法人 仁恵会 **中野記念病院**

理事長 紺野 雅人  
院長

グループホーム 「あさひ」

グループホーム 「きらぼし」

グループホーム 「あおぞら」

芦別市旭町48番地 TEL(0124)22-2196  
FAX(0124)22-3370

製材・建材・2×4資材・造作加工・ベニヤ  
**村山木材株式会社**

代表取締役 造田 孝志

本社 経理部 / 砂川市東3条南4丁目2-5  
☎(0125)52-4371(代) FAX(0125)52-4373

販売センター / 砂川市吉野1条南2丁目3-9  
☎(0125)54-1104(代) FAX(0125)54-4276

旭川営業所 / 旭川市東光7条4丁目3-19  
☎(0166)85-6405 FAX(0166)85-6403

加工事業部 / 砂川市吉野1条北4丁目221-4  
☎(0125)55-2170 FAX(0125)55-2171

ハウスダック!平岸店 / 札幌市豊平区平岸3条2丁目4-18 ハウスオブリサ平岸通1F  
☎(011)799-0071 FAX(011)799-0072



株式  
会社

特定建設業

**平尾電気商会**

総合電気工事設計施工

代表取締役 **平尾 嘉典**

社 砂川市東4条南3丁目  
電話 (0125)52-2335番  
FAX (0125)54-2762番  
三井化学事務所 電話 (0125)54-1716番  
FAX (0125)74-6377番

明治24年創業

株式 **井** 佐藤呉服店  
会社

呉服

婦人洋品

オーダースーツ

作業服

呉服・洋服リフォーム

砂川市東1条北2丁目1-8 TEL 0125-52-2007

損害保険ジャパン(株)代理店

SOMPOひまわり生命保険(株)代理店

有限会社 **晃輝商事**

代表取締役 千徳 晃己

〒079-0313  
空知郡奈井江町字奈井江町153番地  
TEL(0125)65-2273・FAX(0125)65-2274

各種建築工事・リフォーム工事・解体工事

家屋等の解体工事は

お気軽にご相談下さい

特定建設業

**株式会社 ハタダ**

代表取締役 芳賀 美津男

滝川市流通団地 1-4-6  
TEL (0125)22-4439  
FAX (0125)22-5853  
E-mail: hatadam@wine.ocn.ne.jp  
H P: http://www.k-hatada.co.jp



普通・準中型・中型・大型・普通三輪・大型三輪・普通三種



芦別・赤平・新十津川方面送迎バス運行中

本年も安全なカーライフ全力でバックアップします!

**SDS 空知自動車学校**

滝川市新町4丁目4番30号 TEL (0125)23-1101

有限会社 **ケア・コラボレートK・H**



**土 筆  
土筆の郷**

- ◎居宅介護支援
- ◎訪問介護
- ◎デイサービス
- ◎グループホーム
- ◎小規模多機能型居宅介護
- ◎サービス付き高齢者向け住宅
- ◎シニアシェアハウス

代表取締役 佐々木 和代

滝川市東町4丁目2番11号

TEL 0125-26-0294 FAX 0125-26-0200

一人ひとりの  
笑顔のために

ホームページ <http://www.tukushi-t.jp>

特定建設業



株式会社 遠藤組

代表取締役会長 遠藤 ユリ

代表取締役社長 那須 和人



樺戸郡新十津川町字中央39番地38

☎76-2010 FAX76-3968

特定建設業

石炭、プロパンガス、灯油、碎石販売  
自動車板金・整備

株式会社 植田組

代表取締役 植田 義人

芦別市上芦別町215番地137

TEL(代表) 0124-22-8834

木村設備工業 株式会社

代表取締役 木村 浩己

〒079-0462 滝川市江部乙町西11丁目13番43号

TEL 0125-75-2812

FAX 0125-75-2509

ふれあいがつくる安心

処方せん調剤 **の薬局**

代表取締役 片山 真二

〒075-0031 芦別市南1条東1丁目11番地

TEL 22-4193

FAX 22-3687

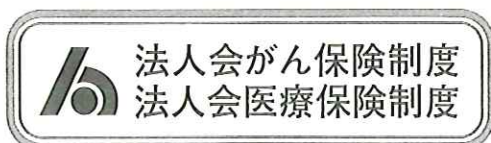
アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。

お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。

アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



「生きる」を創る。

Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック 旭川支社

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

法人会会員のみなさまに

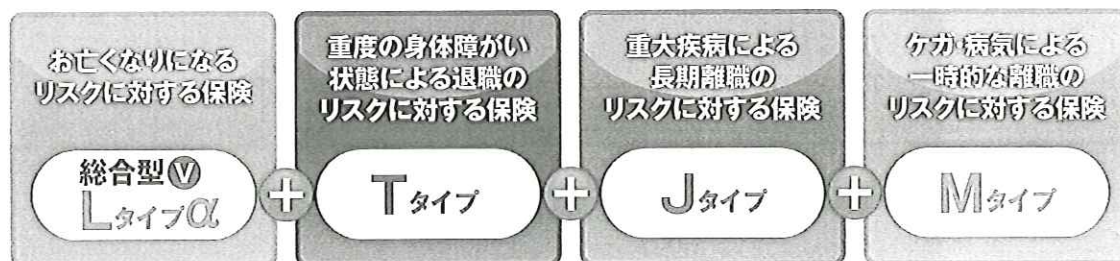
# 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 $\nabla$ Lタイプ $\alpha$ を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。



## 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型 $\nabla$ Lタイプ $\alpha$** ：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）と  
AIG損保のベーシック傷害保険

**Tタイプ**：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

**Jタイプ**：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

**Mタイプ**：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

**DAIIDO** 大同生命保険株式会社

北海道支社旭川営業所/  
北海道旭川市四条通10丁目左7号  
TEL 0166-23-1241

**AIG** AIG損害保険株式会社

旭川支店/  
北海道旭川市四条通12丁目左10号  
TEL 0166-26-0201

F-2019-1021 (2020年2月26日)  
20-073001